平成２７年（フ）第６９号
茨城県神栖市波崎7293番地６
債務者　岩田　美紀
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１号
茨城県神栖市波崎9302番地４
債務者　小嶋久仁子
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第１０４９号
千葉県市原市五井中央西２丁目８番地13　パインズマンション1202
債務者　櫻井真理子
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０９号
千葉県市川市菅野２丁目５番20号　（ディアコート菅野105号）
債務者　関　　裕介
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４１８号
新潟市中央区堀之内南２丁目14番11号　ロイヤルガーデン堀之内Ｃ103
債務者　笠原　弘子（旧姓家光）
１　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２１号
新潟市東区寺山１丁目19番27号
債務者　萩野　幸男
１　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３７号
新潟市北区太田2928番地１
債務者　笹川　友美
１　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８０号
金沢市畝田東２丁目154番地、従前の住所金沢市藤江南３丁目87番地
債務者　福嶋　美喜
１　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４号
長野県上田市五加906番地７
債務者　善治　法子
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第９号
長野県松本市蟻ケ崎１丁目４番30号　蟻ヶ崎ハイツ１号
債務者　澁谷　倫夫
１　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第６３号
長野県岡谷市赤羽３丁目３番22号
債務者　小池　宣男
１　決定年月日時　平成28年１月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第６９号
長野県伊那市山寺697番地　林アパート２号
債務者　平野　保子
１　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第３７６号
岐阜市東鶉２丁目31番地
債務者　浅田　友美
１　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５号
三重県津市高茶屋６－２－28　サトウハイツ１階102号、住民票除票上の住所三重県松阪市小野江町718番地５
債務者　オノ　ジョゼ　ジニルソン　マルガリヨ　フィルゲイラス（ＯＮＯ　ＪＯＳＥ　ＤＩＮＩＬＳＯＮ　ＭＡＲＧＡＬＨＯ　ＦＩＬＧＵＥＩＲＡＳ）
１　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６５号
三重県伊賀市上阿波60番地
債務者　北川　尚利
１　決定年月日時　平成28年１月27日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１号
三重県伊賀市西湯舟1384番地の２
債務者　山本　乃至
１　決定年月日時　平成28年１月27日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第４８２号
兵庫県姫路市飾磨区野田町86番地　エンブレイス姫路市役所南104号、従前の住所兵庫県姫路市北条梅原町３番地
債務者　辻口　由華
１　決定年月日時　平成28年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部